

数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

名古屋北部民商ニュース

発行：2019年6月3日(月) No. 330

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

山田支部は、役員で分担し進行 コーヒータイムで交流も

19日、山田支部総会を、会員の「大宝寿司」さんで来賓合せ14名の参加で開催。加納支部長の挨拶から始まり、先の地方選で惜しくも議席を失った日本共産党の鷺野前県議と青木前市議が来賓として挨拶。「大村県政に、もの言える有意義な4年間」について、また2人とも夏の参院選に向け、消費税増税中止などを求め、選挙勝利に頑張っていく決意を改めて表明してくれました。その後は、加納支部長から、活動報告や支部規約の一部改正の提案。林会計が作成した支部会計報告を横山さんが読み上げ報告。支部役員体制や民商総会代議員の提案も、皆拍手で承認されました。大宝寿司さんのお寿司を味わい、「栄光堂」立石さんの和菓子「若鮎」とコーヒーも出され、参加者の自己紹介と懇談。今回初参加の佐々木亜矢さん（産廃処理）も、「わからないことなど教えてもらい、民商に入会してすごく助かっています。

これからはパソコン・簿記学校にも参加します！」と発言。民商総会に参加し、支部からの代表発言の要請も決意してくれました。



「今年も、会員訪問に取り組みます」と西支部長あいさつ



19日午前11時30分から、和食さと（康生通店）で西支部総会を開き、来賓を含め11名が参加しました。

支部長の宮内さんは「支部総会に向けて、会員さんのところを回りましたが、まだまだ全員の方とはお会いできていません。顔を合わせてお話することが大事なので、引き続き今年も訪問活動を続けたいと思います」とあいさつ。山田支部総会の会場から、鷺野前県議、青木前市議が駆けつけ、一斉地方選挙での支援のお礼と今後の決意を述べられました。参加者からは「負けてしまって悔しい」「消費税が増税されたら、商売はもちろん、生活も大変になる」「参議院選挙では、がんばろう」と話し合われました。また、その場で「消費税10%中止署名」と「倉敷民商事件・瀬屋裁判」の新しい署名を集めました。

働き方改革による有休休暇取得の義務付けについて

2018年6月、働き方改革関連法が成立し、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための法改正が行われました。

中小企業経営者にとって、まず喫緊の対応が求められる法改正は、今年4月に施行された年次有給休暇の取得義務付けです。年10日以上有給休暇の権利がある従業員（入社後6か月が経過している正社員またはフルタイムの契約社員・週30時間以上勤務のパート社員、勤務時間が週30時間未満のパート社員の一部）について、1年当たり5日間の年次有給休暇の取得が、企業に義務付けられることになりました。これまでは、従業員から、いついつに有給休暇を取得します、という申し出がなければ、有給休暇が認められませんでした。そのため、法律上有給休暇が認められているとはいっても、企業風土によっては、この申し出自体を事実上することができず、有給休暇が絵に描いた餅になってしまっているという批判があり、見直しがされたものです。今後は、有給休暇の消化日数が5日未満の従業員に対しては、企業側が有給休暇の日を指定して有給休暇を取得させる必要があります。個別に指定するか、計画年休制度を導入する方法もあります。この義務への違反に対しては、30万円以下の罰金刑が課されますので、くれぐれもご注意ください。

名古屋北法律事務所 弁護士 裴 明玉

民商の会費は、会員である証、民商運動を支える財源です。毎月15日までに集金し、月末までに事務所に届くよう、皆さんお一人ひとりのご協力をお願いいたします。

3月までの申告相談会場で、例年「春の運動募金」を集めていますが、今年は「全商連会館建設募金」を中心をお願いすることになりました。趣旨は、別紙の通りですが、なにとぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。なお、事務所でも募金を受け付けています。（別紙の中の振込用紙は使用しないでください）